

埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和47年条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(特殊勤務命令書)

第2条 職員を特殊勤務に従事させるときは、様式第1号の特殊勤務命令書に所要事項を記入するものとする。

(危険箇所)

第3条 条例第3条に規定する危険箇所とは、次の各号のいずれかに該当する箇所とする。

- (1) 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）第2条第1項第7号に規定する特定化学物質にばく露するおそれのある箇所
- (2) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策について（平成13年4月25日付け基発第401号の2厚生労働省労働基準局長通知）に定める廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱に規定する屋内の第2管理区域若しくは第3管理区域内又はこれらに準ずる箇所
- (3) 酸素欠乏症又は硫化水素中毒を発症するおそれのある箇所
- (4) 地上10メートル以上の足場の不安定な箇所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が危険と認める箇所

(支給日の特例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第5条に規定する支給日以外の日に特殊勤務手当を支給することができる。

- (1) 支給日までに手当の支給に係る事実が確認できない場合
- (2) 職員が離職又は死亡した場合

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月4日規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の別表（第2条関係）施設業務手当の項中「300円以内」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成21年4月1日から平成22年3月31日	1,000円以内
平成22年4月1日から平成23年3月31日	600円以内

附 則（令和5年2月15日規則第1号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。